

国の「家賃支援給付金」と福岡県の「家賃軽減支援金」の給付を受けた上でお申し込みください。

8/5(水)
受付開始

春日市家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する市内にテナントを持つ事業者に対し、事業の継続を支援することを目的とした給付金を給付します。

※令和3年2月15日更新

給付対象

春日市内にテナント（賃貸借契約のもと事務所や店舗等を借りている）を持つ事業者

給付要件

以下のいずれにも該当すること。

- ①申請の対象となる支払賃料が、春日市内に所在する建物・土地の支払賃料であること。
- ②「家賃支援給付金(国)」と「家賃軽減支援金(県)」の両方の給付を受けていること。

申請方法

以下のいずれかにより、申請することができる。

①郵送での申請

申請書と必要書類を、以下に郵送する。

郵送先 〒816-8501 春日市原町 3-1-5
春日市役所 地域づくり課
家賃支援給付金係

②WEB申請

春日市家賃支援給付金申請サイトから申請する。

URL <https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate/kenkou/kenkouinfo/1005921/1006143/1006580.html>

申請受付期間

令和2年8月5日(水)～令和3年3月31日(水)
令和3年4月16日(金)

問い合わせ先

春日市地域づくり課文化振興担当（家賃支援給付金係）
電話：092-584-1111(代表) FAX：092-584-1153

申請書類

①申請書

- ・郵送での申請の場合、専用の申請書に記入する。
- ・WEB申請の場合、専用フォームに入力する。
- ※申請書は、市ホームページから印刷するか、市役所や春日市商工会で配布するものを使用すること。

②「家賃軽減支援金(県)」の交付決定書の写し

③「家賃支援給付金(国)」のWEB申請において賃貸借契約情報を入力した画面の写し

- ・国に申請した全ての賃貸借契約について、以下のいずれかを提出する。

■申請画面『土地・建物に関する賃貸借契約の追加・編集〔Y6〕』の写し

■申請後にマイページから表示可能な『申請内容〔M2〕』の写し

※「家賃支援給付金の計算対象合計」、「物件住所」、「給付計算対象家賃」が記載されていることを確認すること。

※給付決定後でも、「家賃支援給付金」の申請サイトのマイページより、当該画面を表示することが可能。

- ・画面の写しが提出できない場合は、国へ申請した全ての物件等の賃貸借契約書の写しを提出すること。

④通帳の写し

- ・振込希望口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が分かるページ等を提出する。

⑤顔写真付きの身分証明書の写し(個人事業者のみ)

- ・顔写真付きの身分証明書の写し(運転免許証等)を提出する。
- ・氏名、生年月日、住所が分かる箇所を提出する。

給付額

申請時の直近の支払家賃（月額）に対し、以下に基づく給付率・給付上限額により算出された額を給付する。

1 事業者が法人の場合

①支払家賃が月額75万円以下の場合（給付率1/15）

支払賃料（月額）×1/15（給付率）×6ヵ月分

例：家賃が月額75万円の場合

$75万円 \times 1/15 \times 6ヵ月 = 30万円$

給付額 30万円

②支払家賃が月額75万円を超える場合

ア 75万円までの部分の額（給付率1/15）

$75万円 \times 1/15（給付率） \times 6ヵ月分$

イ 75万円を超えた部分の額（給付率1/30）

$（支払賃料（月額）- 75万円） \times 1/30（給付率） \times 6ヵ月分$

アとイを足した額を給付

ただし、給付額は最大60万円とする

例：家賃が月額180万円の場合

$75万円 \times 1/15 \times 6ヵ月 = 30万円$

$（180 - 75）万円 \times 1/30 \times 6ヵ月 = 21万円$

$30万円 + 21万円 = 51万円$ 給付額 51万円

2 事業者が個人事業者の場合

①支払家賃が月額37.5万円以下の場合（給付率1/15）

支払賃料（月額）×1/15（給付率）×6ヵ月分

例：家賃が月額37.5万円の場合

$37.5万円 \times 1/15 \times 6ヵ月 = 15万円$

給付額 15万円

②支払家賃が月額37.5万円を超える場合

ア 37.5万円までの部分の額（給付率1/15）

$37.5万円 \times 1/15（給付率） \times 6ヵ月分$

イ 37.5万円を超えた部分の額（給付率1/30）

$（支払賃料（月額）- 37.5万円） \times 1/30（給付率） \times 6ヵ月分$

アとイを足した額を給付

ただし、給付額は最大30万円とする

例：家賃が月額97.5万円の場合

$37.5万円 \times 1/15 \times 6ヵ月 = 15万円$

$（97.5 - 37.5）万円 \times 1/30 \times 6ヵ月 = 12万円$

$15万円 + 12万円 = 27万円$ 給付額 27万円

**春日市家賃支援給付金を申請するには、
「家賃支援給付金（国）」と「家賃軽減支援金（福岡県）」の給付決定を受けることが必要です！**

各制度の詳細については、それぞれのホームページに掲載されております。

また、それぞれ相談窓口（コールセンター）を設けておりますので、必要に応じてご活用ください。

家賃支援給付金（国）

URL：<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

電話（相談窓口）：0120-653-930（平日・土曜日・日曜日・祝日の午前8時30分～午後7時）

家賃軽減支援金（福岡県）

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yachin-keigen-fukuoka.html>

電話（相談窓口）：0570-010833（平日の午前9時～午後5時、8月末までは土曜日・日曜日・祝日も開設）